

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と上板町（以下「乙」という。）は、平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成26年4月1日から適用する。

原協定別表第1中イの表をウの表とし、アの表をイの表とし、同表にアの表として次のように加える。

ア 福祉

子育て環境の充実	取組の内容	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援に関する事業の広域利用を推進し、住民が安心して子育てができる環境を整備する。
	甲の役割	甲が実施する子育て支援に関する事業の対象区域を拡大して乙及び連携市町村の住民の利用に供し、広域利用が円滑に行われるよう運営体制の充実や住民への周知を行うとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	甲及び連携市町村が実施する子育て支援に関する事業について、広域的な利用が円滑に行われるよう運営に必要な支援を行うとともに、乙の区域内の住民が円滑に利用できるよう周知する。

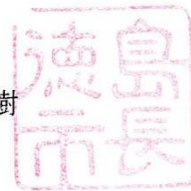
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月24日

甲 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市

徳島市長 原 秀 樹



乙 板野郡上板町七條字経塚42番地

上板町

上板町長 七 條 明

